

明石市感染症予防計画の素案について

令和5年9月議会・文教厚生常任委員会において報告した明石市感染症予防計画について、素案をとりまとめましたので、次のとおり報告します。

1 概要

2019年に発生した新型コロナウイルスでの病床逼迫等の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、2022年12月に改正感染症法が公布され、保健所設置市等は新たに都道府県の計画を踏まえ、予防計画を策定（2024年4月1日施行）することとなりました。

予防計画では、平常時から感染症の発生予防やまん延の防止に重点を置いて、保健所の人員体制の確保や人材育成、必要な機器や機材の整備、関係機関との連携等、保健所体制や検査体制等についての方向性を示すものです。

2 計画の位置付け

保健所設置市等は、国の基本指針・ガイドライン及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して市の予防計画を定めます。また、新型インフルエンザ行動計画との整合性を図ります。

3 計画素案の骨子

別紙1 計画素案の概要参照

4 これまでの経緯と今後の予定

2023年10月下旬	県へ本市計画（素案）を提出
11月7日	県感染症対策連携協議会 予防計画部会にて県計画（素案）及び保健所設置市計画（素案）提示
11月9日	明石市医療連絡会で市計画（素案）を説明・意見聴取
12月11日	文教厚生常任委員会で本市計画（素案）を報告
12月中旬	県感染症対策連携協議会 県計画（案）確定
12月下旬	県計画（案）を踏まえ、必要に応じ市計画案修正
2024年1月～	パブリックコメントの実施
3月	文教厚生常任委員会で計画（最終案）を報告

5 計画策定後について

予防計画は、今後対応すべき方向性を定めるものであり、計画の実行性を担保するために、新興感染症等の健康危機に備えた平時・感染症拡大時等の体制整備等について定めた「健康危機対処計画」を来年度に作成する予定です。